

再評価調書（再々評価）

事業名	一級河川田尻川 基幹河川改修事業				
所在地	豊能郡能勢町下田尻地先～中田尻地先				
再々評価理由	再評価後5年を経過した時点で継続中				
事業概要	目的	田尻川は、ほぼ全川に渡り流下能力が低く（30ミリ非対応）洪水による被害が頻発しているとともに、近年、周辺地において進められている圃場整備事業との整合により、早急な河川改修が望まれている。			
	内容	改修延長 L = 約 1.8km 道路橋 4 橋 【河川整備計画延長 L = 約 3.4km】 堰 2 基 用地取得 約 27,500m ² 目標流量：190m ³ /s（10年確率 時間雨量 55.7 ミリ） 治水安全度（着手前）：約 13m ³ /s（時間雨量 3.8 ミリ程度）			
	事業費	全体事業費：約 15.7 億円（約 15 億円） うち投資事業費約 12.9 億円（約 9 億円） （内訳）用地費 約 5.2 億円（約 5 億円） （内訳）用地費約 5.0 億円（約 5 億円） （土地単価約 1.7 万円 / m ² ） 工事費 約 10.5 億円（約 10 億円） 工事費約 7.9 億円（約 4 億円） （工事単価約 57.3 万円 / m） （ ）内の数値は再評価時点のもの			
	維持管理費	約 0.18 百万円 / 年			
	上位計画	淀川水系猪名川上流ブロック河川整備計画 大阪府都市基盤中期計画（案）			
	関連事業	下田尻地区土地改良総合整備事業（圃場整備）			
事業の進捗状況	経過	計画時の想定	再評価時点	現時点	分析
		事業採択年度 H 元	H 元	H 元	用地取得については地元協力のもと順調に進んでいる。 また、改修事業についても概ね順調に進んでいる。
		事業着手年度 H 元	H 元	H 元	
		完成予定年度 H23	21 世紀初頭	H18	
	進捗状況	用地 - % 工事 - % 整備延長 L=約 1.8 km	用地 96% 工事 41% 整備済延長 L= 約 1.0 km (55%)	用地 98% 工事 75% 整備済延長 L= 約 1.4 km (75%)	
	河川整備計画延長 L = 約 3.4km	-	(河川整備計画) L = 約 0.4km (12%)		
途中段階の整備効果発現状況	改修済み箇所から氾濫防止が図れる。				
事業進捗に関する課題	特になし				

事業を巡る社会情勢の変化	事業目的に関する諸状況	計画時の想定	再評価時点での状況	現時点での状況	分析
		(10年確率想定時) 氾濫防止面積 65ha 浸水家屋 28 戸	(10年確率想定時) 想定氾濫区域 18ha 浸水世帯数 5 戸	(10年確率想定時) 想定氾濫区域 18ha 浸水世帯数 4 世帯	一連区間の河川改修により、被害軽減の効果が得られる。
事業を巡る社会情勢の変化	地元等の協力体制	・地元の協力のもと用地取得は順調に進んでいる。	同左	同左	概ね順調に推移している。

		計画時の想定		備考	再評価時点での状況	現時点での状況(変更点)		分析
事業効果の定量的分析	費用便益分析	下記、代替指標による			<ul style="list-style-type: none"> ・ B / C = 1.74 便益総額 B = 24.73 億円 総費用 C = 14.25 億円 算出根拠 H11.6「治水経済調査マニュアル(案)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ B / C = 1.60 便益総額 B = 22.70 億円 総費用 C = 14.19 億円 ・ 費用便益算定の根拠： H12年発行治水経済調査マニュアル(案) ・ 便益内容：資産被害抑止効果 ・ 受益者：周辺住民、農業従事者等 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 未改修区間を改修することにより、洪水被害を軽減できる。 ・ 河川改修による十分な費用対効果が得られる。
	その他の指標(代替指標)	事業効果(10年確率) ・ C / B = 8.2 年平均被害軽減額 B = 2.4 億円 総事業費 C = 19.7 億円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便益内容：資産被害抑止効果 ・ 受益者：周辺住民、農業従事者 ・ 事業効果算定の根拠：治水経済要綱 					
事業効果の定性的分析	安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水被害の軽減(生命や財産) 河川改修により、治水安全度が向上し、府民の生命・財産を守る。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益者：周辺住民、農業従事者 	同左	同左	整備計画の策定により、地域住民の意見を反映した改修事業を実施している。	改修事業の実施区間では、治水安全度の向上が図られる。 さらに、周辺環境に配慮した改良を行うことにより、地域との調和のとれた水辺環境が確保されている。
	活力	(計画時には想定されていない)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流拠点の形成(良好な水辺空間) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交流拠点の形成(良好な水辺空間) 繁之橋から大田橋の間には、階段護岸等の親水性を有する護岸を設置し、沿川住民が河川区間を利用しやすいようにする。 		
	快適性	(計画時には想定されていない)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観(周辺環境と調和した水辺景観) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観(周辺環境と調和した水辺景観) 豊かな里山の景観を損なわないように周辺の自然環境との調和を図る。治水上支障のない範囲で河畔林の保全に努める。 		
	その他							
自然環境等への影響と対策					<ul style="list-style-type: none"> (影響)対象区間は比較的川幅が広いことから、治水安全度の向上には、若干の河床掘削で対応が可能である。 (対策)豊かな里山の景観を損なわないように周辺の自然環境との調和並びに生物環境の保全に配慮する。 	同左		平成9年の河川法改正を受け、河川環境の保全を念頭に事業が行われている。
その他特記すべき事項	前回再評価時の意見具申・府の対応方針の概要	(意見具申) 事業継続 (府の対応方針) 事業継続	今回再評価時点の反映状況					